



コ ン テ ン ツ

- ◆ 涼しくなっても食中毒にご注意！
- ◆ 2019年、年号が変わる！
- ◆ 東京都への入札に参加してみませんか？
- ◆ 新スタッフのご紹介！
- ◆ 鳩の森へのお便りをいただきました



涼しくなっても食中毒にご注意！

酷暑だった夏が終わり、過ごしやすい秋になりましたね。

(熊谷)

食欲の秋と言いますが、食に関しては食中毒にも気を付けなければなりません。暑い時期には多くの方が食中毒を気にして、食材が傷まないように注意しますが、涼しくなってくるこの時期も油断は禁物です。

食中毒を引き起こす主な原因は、「細菌」と「ウイルス」です。細菌による食中毒は気温が高くて湿度が高い夏の時期に発生しますが、ウイルスは低温や乾燥した環境中でも食中毒を引き起こし、冬場（11月～3月）に多く発生しています。食中毒は暑い時期だけでなく、1年中発生しているのです。

食中毒の原因となる細菌やウイルスは目に見えないため、どこにいるか分かりませんが、私たちの周りの至るところに存在しています。

肉や魚などの食材にも、また自分の手にも、多かれ少なかれ細菌やウイルスが付着しているものと考えて間違いありません。きれいにしている（と思っている）キッチンでも、食器用スポンジやふきん、シンク、まな板などは、細菌・ウイルスが付着しやすい場所だと言われています。

食中毒は、原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内に侵入することによって発生します。

食中毒を防ぐためには、原因菌を食べ物に「つけない」、食べ物に付着した原因菌を「増やさない」、食べ物や調理器具に付着した原因菌を「やっつける」という3つの対策が原則です。

(1) 原因菌を食品につけないために ～ 手や調理器具を洗う！食品を分ける！

- ・手や調理器具はよく洗う（調理前、調理後、食事前）。
- ・焼肉などの場合には、生の肉をつかむ箸と焼けた肉をつかむ箸は別のものを使う。
- ・肉や魚は、密封容器やラップを使い、他の食品と分けて包んで保存する。

(2) 原因菌を増やさないために ～ 低温で保存する！

- ・生鮮食品や総菜などは、購入後できるだけ早く冷蔵庫に入れる。
- ・冷蔵庫に入れても、細菌はゆっくりと増殖します。冷蔵庫を過信せず、早めに食べることが大切です。

(3) 原因菌をやっつけるために ～ 加熱処理！

- ・ほとんどの細菌・ウイルスは加熱により死滅します。肉・魚はもちろん、野菜等も加熱して食べれば安全です。
- ・特に肉料理は中心までよく加熱する。



どれも「当たり前」とも思えるようなことで目新しいことはありません。でも何事も基本が大切です。基本をおろそかにすると痛い目に遭います！食中毒の場合は、比喩ではなく本当に痛い目に合うので、特に注意が必要です。基本を忘れずに健康な毎日を送りましょう。

2019年、年号が変わる！

(木下)

2016年7月に天皇陛下が生前退位のご意向を示し、年号の変更についての日程が2017年12月の皇室会議で決定しました。明治から大正・昭和・平成と移り変わってきた年号ですが、生前退位は初めてのケースになるので多くの方が注目しているかと思います。

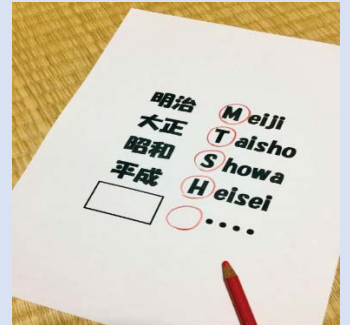
年号が変わるタイミング、祝日の変更、懸念される影響についてまとめてみました。

・年号が変わるタイミングは2019年5月1日

2019年4月30日に今上天皇が退位され、翌5月1日に皇太子様が新天皇に即位されることが発表されました。そのため新しい年号は5月1日からとなる予定です。

新年号の発表は、2019年の4月頃の予定で進んでいますが、年号の選定には「漢字2文字」「書きやすく読みやすい」「過去の年号イニシャルがダブらない」などいくつか条件があるようです。「平成」のときは「修文」や「正化」などの候補が出ていたらしいので、今回もいくつかの候補の中から選ぶことになると考えられます。

新年号への楽しみもありますが、次の日から「平成」でなくなるのは不思議な感覚で、慣れるまで時間が掛かりそうな気がします。



・祝日の変更

年号が変わることで祝日が増えることが予想され、ゴールデンウィークは10連休になるかも？と話題になっています。2019年5月1日が天皇即位の日になれば「即位の礼」として特例でその年だけ休日になる可能性もあります。祝日で挟まれた1日のみの平日は、「祝日法」で祝日扱いになると定められているので、以下のような日程になるかもしれません。

2019年のゴールデンウィーク予想

4月27日(土)	
4月28日(日)	
4月29日(月)	昭和の日(昭和天皇誕生日)
4月30日(火)	天皇陛下退位(平日) 祝日法により祝日になるかも？
5月1日(水)	新天皇即位 「即位の礼」により祝日になるかも？
5月2日(木)	平日 祝日法により祝日になるかも？
5月3日(金)	憲法記念日
5月4日(土)	みどりの日 祝日法による祝日
5月5日(日)	こどもの日
5月6日(月)	振替休日

※ あくまで予想であり、この通りになることが確定したわけではありません。



また、天皇誕生日は12月23日から新天皇の2月23日に変更されることはほぼ確定ですが、昭和天皇の誕生日も祝日であることから12月23日も名前を変えて残る可能性があります。

・懸念される影響

年号が変わることで心配されるのは、カーナビやスマートフォン、IT 関連のシステムエラーが起こらないかどうかがあります。1999 年から 2000 年に変わるときに 1900 年として認識してしまい、エラーが生じると懸念された 2000 年問題と似た状況になることが予想されます。当時は大きな問題は起こりませんでしたでしたが、エンジニアやプログラマーは今から修正や更新について準備を進めているのではないかと思います。

また、スマートフォンやクレジットカードに対し「変更がうまくいっていない」など、電話やメールでの詐欺に騙されないように気をつけた方がよいと思います。

カレンダーや手帳などの製造・販売にも関わり、その他様々なデータ修正による印刷など、多岐にわたって影響が出るかもしれません。私も職業柄、各種申請様式の変更が出てくるだろうと思っており、今からタイミングを伺っているところです。新年号の発表時期を加味するとすごくタイトなスケジュールとなりそうで、内心ソワソワしています。

東京都への入札に参加してみませんか？

(石橋)

入札とは、建設工事の請負や物品買い入れ、委託などの案件について、複数の契約希望者に内容や入札金額を書いた文書を提出させて、内容や金額から契約者を決める制度のことです。東京都では 2 年ごとに定期申請を受け付けており、今回申請をすることで平成 31 年度～平成 32 年度（平成に 32 年はありませんが・・・）の入札に参加することができるようになります。

入札に必要なものはパソコンと電子証明書です。パソコンは比較的最近の機種であれば問題ありません。電子証明書はインターネットで本人確認をするためのもので、カードタイプやパソコンにインストールするタイプのものの中から選択して購入します。あとは売ることのできる物品やサービスがあれば OK。ただ、建設工事の請負の場合は、入札参加資格の申請をする前に、経営事項審査（略して経審といいます）という審査を受けなければならない、この申請に手間がかかるため、若干ハードルが高くなります。



どんなものが入札の対象になるのか、いくつか事例を紹介いたします。まず、建設工事の請負、いわゆる公共工事です。学校、消防署などの改修工事や道路工事などがあります。物品はモノの販売などです。機械、器具、設備、材料などの販売、不用品の買い取りなどが該当します。委託はサービスの提供です。警備業、清掃業、印刷、運送業、労働者派遣業などとなります。わかりやすいものを提示しましたが、実際はもっともっと種類があります。あらゆるモノやサービスが対象になっていると思ってください。



入札参加資格申請の受付時期ですが、工事の入札参加資格申請の時期はまだ未定です。物品については 10 月 31 日まで。この「鳩の森」が発行されることには終了が近づいています。「気になるけど、間に合わないかも」と心配な方もご安心ください。定期申請に間に合わなくても、随時申請というものがあります。定期申請だと 4 月 1 日から入札可能ですが、随時申請でも 5 月 1 日から入札参加できるようになります。定期で間に合わなくても、随時で申請できれば大丈夫です！

入札参加資格の申請はもちろん、電子証明書の取得方法や入札のためのパソコンの設定についてもハイク行政書士法人でご対応いたしますので興味があればぜひご相談ください。

新スタッフのご紹介！



はじめまして。米倉明寛（ヨネクラアキヒロ）と申します。9月よりハイク行政書士法人で働かせていただいておりますが、以前はビルの管理会社に勤めており、オーナー様に対して各種設備のメンテナンス、改修工事の提案営業を行ってまいりました。ビルを管理する上で、建設業者の方々と共に仕事をしていた為、行政書士業務の中でも「建設業許可申請」の業務に興味を持ち、行政書士業界に飛び込みました。

ハイク行政書士法人は、建設業許可申請の分野に精通しており、毎日が非常に新鮮で充実しております。少しでも早く実務を覚え、皆様のお力になれるよう頑張りたいと思います。

何卒宜しくお願い致します。

（熊谷より）

建設業許可に興味を持って入ってきてくれたこともあってか、仕事を覚えるのは非常に早く、とても頼りになる存在になるだろうな、と勝手に見込んでいます。明るい人柄が魅力です！



鳩の森へのお便りをいただきました

一般社団法人銀座カウンセリングルーム 心理カウンセラー矢野えり様 より「鳩の森」へ感想のお便りをいただきました。了承を得てご紹介させていただきます。

鳩の森 14 号のバーベキュー開催の欄を読みながら懐かしくなりました。

長いこと、昭和記念公園の近くで暮らしていましたのでバーベキューガーデンは知っていますし、春には、よく桜を見に行っています。

弊社もスタッフたちと時には、楽しいイベントで盛り上がりたいと思います。

今後ともお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

（熊谷より）

お便りいただきましてありがとうございます！昭和記念公園の桜はきれいですよね。以前は春の桜の時期にバーベキュー開いたこともありました。スタッフも社外の仲間もみんなで盛り上げられる貴重な機会なので、年 1 回は欠かさずに開催しています！



ハイク行政書士法人

発行：ハイク行政書士法人

担当：石橋・熊谷・木下

東京都渋谷区代々木 2-5-1 羽田ビル 705

電話：0120-189-819 営業時間：平日 10～19 時

- 建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請
- 融資申請支援（日本政策金融公庫・金融機関・保証協会など）
- 会社・NPO 法人・一般社団法人の設立・変更手続き

「鳩の森」バックナンバーは、ハイクのホームページ (<http://hike.or.jp>) からご覧いただけます。